

笑気麻酔と称する危険ドラッグの蔓延防止のための対策強化を求める意見書

若い世代を中心に笑気麻酔と称する新たな危険ドラッグの使用が広がっている。

笑気麻酔は、海外では鎮静剤や麻酔導入薬などとして使用される国内未承認の医薬品成分であるエトミデートを含んでおり、乱用すると意識混濁や手足の機能不全などの症状が現れ、海外ではゾンビたばこと呼ばれて社会問題化している国もあり、日本国内での蔓延が懸念されている。

特に沖縄県においては、エトミデートを含む危険ドラッグの使用により体調不良を訴えたと見られる救急搬送の事例が相次いでいるほか、乱用による傷害事件や交通事故も起きている。

国においては、本年5月にエトミデートを、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用などを禁止する指定薬物に追加し、海外から輸入され、乱用されることを防ぐための水際対策を実施するとともに、インターネットによる販売も含め、無承認無許可医薬品としての指導取締りを始めたところである。

しかしながら、本市を含む愛知県では、薬物事犯検挙人員が、平成8年以降連続で1,000人を超える高水準で推移しており、これ以上危険ドラッグの使用や蔓延を防ぐためにも、早急に笑気麻酔と称する危険ドラッグ対策の強化を講ずる必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、笑気麻酔と称する危険ドラッグの蔓延防止対策について、より一層強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月1日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長
警察庁長官

} 宛（各 通）